和光市告示第207号

和光市庁舎及び和光市民文化センター空調設備省エネルギー改修事業者選定委員会設置 要綱を次のように定める。

令和5年8月22日

和光市長 柴﨑 光子

和光市庁舎及び和光市民文化センター空調設備省エネルギー改修事業者選定委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 和光市庁舎及び和光市民文化センターの老朽化した空調設備の改修工事において、 民間の優れた識見により省エネルギー化を推進する設計及び施工、事業資金計画、運転 管理指針、維持管理等に関する一括提案を行う事業者(以下「事業者」という。)を、 公平かつ適正に選定するため、和光市庁舎及び和光市民文化センター空調設備省エネル ギー改修事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 事業者を選定し、その結果を市長に報告すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、事業者の選定に当たり市長が必要と認めること。 (組織等)
- 第3条 委員会は、委員5人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 企画部長
 - (2) 総務部長
 - (3) 市民環境部統括技術監
 - (4) 財政課長
 - (5) 建築物の省エネルギー化を推進する改修事業に関し専門的な知識経験を有する者
- 2 委員会に委員長を置き、企画部長をもってこれに充て、副委員長は、総務部長をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から市長が事業者を選定した日ま

でとする。

(会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席、資料の 提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 5 会議は、非公開とする。

(委員の責務)

- 第6条 委員は、公平かつ公正に審査及び評価を行わなければならない。
- 2 委員は、直接であると間接であるとを問わず、事業者の募集に応募しようとする者及 び応募者並びにその関係者と接触してはならない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、企画部資産戦略課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、市長が事業者を選定した日限り、その効力を失う。